

第4次川崎市自殺対策総合推進計画（案）

に関する意見を募集します



川崎市自殺対策推進キャラクター
「うさぎびー」

川崎市では、国の「自殺対策基本法」や「自殺総合対策大綱」、平成26年4月に施行した「川崎市自殺対策の推進に関する条例」に基づき、「川崎市自殺対策総合推進計画」を策定し、自殺対策に取り組んできました。この度、令和3年3月に策定した第3次計画期間終了に伴い、「学校・事業主・地域住民組織等の身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を目指す」という基本理念のもと、川崎市の現状やこれまでの成果と課題を踏まえ、自殺対策を総合的に推進していくため、計画の改定を行います。つきましては、この計画(案)に対する皆様からの御意見を募集します。

1 意見募集の期間

令和5年12月1日(金)～令和6年1月22日(月)

※ 郵送の場合は、当日消印有効です。

※ 持参の場合は、期間内の午前8時30分から午後5時15分までにお持ちください。ただし、土日祝日、年末年始は除きます。

2 資料の閲覧場所

- (1) 健康福祉局障害保健福祉部精神保健課
- (2) 各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、教育文化会館、各図書館
- (3) 情報プラザ(川崎市役所本庁舎 2階)
- (4) 川崎市ホームページ

3 意見の提出方法

郵送、持参、FAX、川崎市ホームページにて御意見をお寄せください。御意見には、題名、氏名及び連絡先(電話番号、メールアドレス又は住所)を記入(書式は自由)してください。

(1) 郵送

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健課

(2) 持参

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア 西館10階
川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健課

※ 令和6年1月9日(火)以降は、庁舎移転に伴い持参頂く場所が下記に変更になります。

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎 12階
川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健課

(3) FAX

044-200-3932(健康福祉局障害保健福祉部精神保健課)

(4) ホームページ

川崎市ホームページのパブリックコメント専用ページから送信

4 その他

- (1) 意見書の氏名及び連絡先は、意見内容を確認させていただく場合があるため記載をお願いするものです。他の目的には利用せず、適正に管理します。
- (2) お寄せいただいた御意見に対して個別には回答しませんが、市の考え方を内容ごとに整理・要約し、後日、市のホームページ等で公表します。

問合せ先

川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健課

電話 044-200-3608

FAX 044-200-3932